

特記許可条件

- (1) 占用場所について、車道と分離されている歩道の場合は、歩行空間を2.5m以上確保すること（道路の附属物、他の占用物件等、植樹帯及び自転車通行帯は歩行空間から除く。）。
- (2) 占用場所について、商店街等終日車が進入できない市道の場合は、市道の中央部に歩行空間を3.5m以上（市道の中心線から1.75m以上）確保すること。
- (3) 占用場所と点字ブロックとの間隔を0.6m以上確保すること。確保できない場合は点字ブロックを緩やかに迂回させ、0.6m以上の間隔を確保すること。
- (4) 占用場所は、白色のテープで明示すること。歩行者の安全確保のため、テープは剥がれにくいものを使用するとともに、剥がれがあった場合は、速やかに補修すること。
- (5) 占用場所は、占用者又は占用者と同一の団体の店舗の前面部分のみとする。
- (6) 占用場所において行う営業活動は、占用者が店舗内で現に行っているものと同一の業種及び営業時間の範囲内とする。
- (7) 営業時間終了後（路上利用終了後）は必ず占用物件を店舗内に片付け、占用場所及びその前面の歩行空間の清掃を行い、原状回復すること。
- (8) 1つの建物に複数の店舗がある場合であって、他の店舗が同一の団体に属していない場合は、当該店舗の責任者の同意を得ること。
- (9) 占用場所の隣接店舗等が占用者と同一の団体に属していない場合は、当該隣接店舗等の責任者の同意を得ること。
- (10) 営業時間中は、道路占用の許可及び道路使用の許可を受けた証を店舗の前に掲示すること。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた沿道飲食店等を支援するための路上利用に関する要項に基づく岡山市の支援を取り消された場合は、道路占用の許可も取り消す。